

<日本神経学会中国四国地方会会則>

- 第1条 (名称) 本会は日本神経学会中国四国地方会と称する。
- 第2条 (事務局) 本会の事務局を岡山市北区鹿田町 2-5-1、岡山大学脳神経内科内に置く。
- 第3条 (目的) 本会は神経学の研究・教育・診療の向上を図るとともに、日本神経学会と連絡を密にして斯学の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、学術集会を開催する。その記録は「臨床神経学」に掲載する。会計年度は4月～翌年3月とする。
- 第5条 (会員) 会員は神経学に関心を有する個人で、本会の目的に賛同する者とする。
- 第6条 (入会・退会・休会) 会員になろうとする者は、本会事務局に申し込むものとする(入会届書)。退会もしくは休会しようとするときは、その旨を届け出るものとする(退会・休会届書)。退会もしくは休会する時に、もし届け出が無ければ年会費を納付しなければならない。
- 第7条 (会費) 会員は同年度内の4月以降に所定の年会費を納入しなければならない。
- 第8条 (役員) 本会に次の役員を置く。支部長1名、副支部長1名。
会長1名、世話人(事務局担当者含む)若干名、会計監査2名。
- 第9条 (支部長・副支部長) 支部長・副支部長は世話人会の選挙で決める。
支部長・副支部長の任期は前期学術集会終了後より担当学術集会終了までの1年間とする。
- 第10条 (会長) 会長は世話人会で互選する。会長は学術集会を開催し、その時の世話人会の議長となる。会長の任期は前期学術集会終了後より担当学術集会終了までの半年間とする。
- 第11条 (世話人) 世話人は世話人会を組織し会務を執行する。世話人は中国四国地方在住の日本神経学会会員のうちから世話人会で推薦し、会員による authorization を経て決定する。
世話人の任期は2年とするが再任を妨げない。世話人は65歳で終了する。世話人は本地方会の発展と会員ならびに参加者への教育的貢献に資するものとする。
- 第12条 (学術集会・会議) 学術集会は年2回開催する。世話人会は学術集会のときに開催する。
- 第13条 (会計) 事務局は監査を受けた上で、世話人会において会計報告を行う。
- 第14条 (会則変更) 本会の会則の変更は世話人会の議決による。

☆本会則は、昭和59年12月8日に制定され、平成12年12月4日に改訂され、平成13(2001)年度より施行された。2019年1月10日に再改訂された。

<申し合わせ事項>

- ★一施設からの発表演題数に制限は無い。但し、開催会長は演題数を制限することができる。
- ★年会費は一般会員2,000円、世話人3,000円とする。
- ★学術集会において、YIA発表者は日本神経学会中国四国地方会会員、または臨時会員に限る。臨時会員は1,000円の会費を納める。

<英文名>

The ~th Chugoku-Shikoku Meeting of the Japanese Society of Neurology (1985.12.7 世話人会にて決定)
Chugoku-Shikoku Division of the Japanese Society of Neurology (1986.12.6 世話人会にて決定)